

刑事弁護起案課題

秋山康弁護士の立場に立って、以下の設問に答えて下さい。

(小問1)

秋山弁護士は、被疑者岩川哲（いわかわさとし）に対する詐欺被疑事件の国選弁護人に選任されました（被疑事実は別紙勾留状謄本のとおり）。秋山弁護士は、早速、被疑者に接見し、被疑者弁護活動を開始しました。令和元年8月22日の初回接見の経過は下記【経過】のとおりです。秋山康弁護士の立場に立って、以下の課題を検討して下さい。

ただし、小問2及び別紙接見メモ記載の事実経過は、本問では考慮しないものとします。

- (1) 下線部（ア）（イ）における被疑者の質問に対し、どのように回答するか検討し、当該回答内容及び当該回答をすることとした理由を簡潔に起案して下さい
- (2) 令和元年8月22日の初回接見終了時点において、被疑者弁護における今後の弁護方針を検討し、簡潔に当該方針を起案して下さい。

【経過】

8月22日 被疑者初回接見

- ・被疑事実に間違いはない。
- ・店の人に代金の支払を請求され、妻のへそくりのことが頭に浮かんだ。家に案内して、そのへそくりで払おうと思った。食べ物を注文する時には、空腹でそこまで頭が回らず。へそくりの具体的な場所や金額は今もわからない。
- ・警察には自ら連絡した。警察官を呼んだのも自分。家にも自ら案内した。
- ・しかし、家には結局お金はなかった。
- ・お金はほとんどない（150円くらい）。
- ・被害弁償をする程の金はない。妻に連絡すれば出来るかもしれない。
- ・しかし、妻は現在妊娠中。子供が生まれているかもしれない。
- ・子供が生まれているかどうかを教えてほしい。
- ・できれば、下着の差し入れがほしい。
- ・妻には本当にごめんなさいと伝えてほしい。
- ・調理師の免許があり、以前日本料理店で働いていたが、今年の3月に解雇され今は無職。
- ・（ア）「この料理店で働いていたとき、給与1か月分くらいが払われていなかったことがある。これを払ってもらえば、示談できるくらいの金になるかもしれない。その料理店と交渉してくれないか？」と質問された。「」と答えた。
- ・（イ）今回以外にも無銭飲食したことが何回かある。取調べでしゃべった方がいいか？」と質問された。「」と答えた。
- ・かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

(小問2)

秋山弁護士の活動もむなしく、被疑者は起訴され、第1回公判期日が令和元年10月29日に指定されました(起訴内容は別紙起訴状のとおり)。検察官より開示された証拠は別紙検甲及び乙号証のとおりであり、令和元年8月22日から同年10月23日までの接見等の詳細な経過は「接見メモ」のとおりです。引き続き、以下の別紙資料に基づき、被告人国選弁護人に選任された秋山弁護士の立場に立って、以下の課題を検討して下さい。

ただし、小問1記載の事実関係は本問では考慮せず、別紙接見メモ記載の事実関係を前提として下さい。

(1) 以下の検察官請求証拠につき、弁護人としての証拠意見を検討し、当該証拠意見の内容及び当該証拠意見を選択した理由を簡潔に起案して下さい。

・検甲第3号証 電話聴取書

(2) 令和元年10月23日、秋山弁護士は、検察官に(1)の証拠につき、不同意とする旨を伝えました。

すると、同日、検察官は、秋山弁護士に対し、「弁第1～3号証につきいずれも不同意とする。弁護人が検甲第3号証につき同意するのであれば、弁第1～3号証につきいずれも同意する。」と通告しました。

秋山弁護士が今後とるべき対応を検討し、これを簡潔に起案して下さい。

(3) 令和元年10月29日付弁論要旨を起案して下さい。

なお、**本問では(1)及び(2)の問い記載の事実関係にかかわらず**、第1回公判が以下の予定となっていることを前提として下さい。

ア 冒頭手続

罪状認否において、公訴事実は全面的に認める。

イ 証拠調べ

検察側立証(検甲第1ないし3号証、検乙第1ないし第3号証の取調べ)

※いずれも同意予定

弁護側立証(弁第1ないし第3号証の取調べ、岩川良子の証人尋問、被告人質問)

※事前に、検察官より、書証については全部同意、証人尋問及び被告人質問については「しかるべく」とする旨の連絡をもらっている。

ウ 論告・弁論

この日で審理は終結する予定となっている。

注 司法研修所から支給された教材等、各種資料を参照して差し支えありません。

別紙

起訴状 被害届(検甲1) 被害者のKS(検甲2) 被害者の電話通信書(検甲3)

被告人のKS(検乙1) 被告人のPS(検乙2) 前科調書(検乙3)

事前研修刑事弁護起案資料

示談申出書（弁1） 謝罪文（弁2） 示談書（弁3）

接見メモ

妻からの聞き取りメモ